

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律 に基づくえすの里短期入所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一心福祉会（以下「事業者」という。）が設置する障害者支援施設えすの里において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、障害者、（以下「利用者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の意思決定の支援に配慮するよう努め、利用者等の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他必要な保護を適切かつ効果的に行う者とする。

2 指定短期入所の提供に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業所は、利用者の意思決定に配慮するよう努め、利用者自らが意思の決定が困難を抱える場合にはその意思、選好並びに判断能力等について丁寧に把握するよう努める。

4 指定短期入所の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

5 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「沖縄県指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年沖縄県条例第29号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年沖縄県条例第31号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援施設えすの里
- (2) 所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地763

(営業日と営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、年中無休とする。

（都合がつかない場合等は、ご相談の上決定させていただきます。）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（兼務）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 看護師 2名（兼務）

看護師は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名（非常勤兼務）

機能訓練指導員は、利用者の日常生活機能の改善及び残存機能の維持増進に努め、利用者に無理のない訓練を通じて体力の保持を促進していくように努める。

(5) 生活支援員 23名（兼務）

生活支援員は、利用者に対し日中・夜間を通じ、日常生活上の必要な支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(6) 栄養士 1名（兼務）

栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行うとともに、その心身の状態、嗜好に配慮した献立を作り提供する。

(7) 調理員 4名（兼務）

調理員は、栄養士の指導のもと、適切な食事の提供を行う。

(8) 事務職員 2名（兼務）

事務職員は、事務所に必要な事務を行う。

（主たる対象者）

第6条 この事業所において指定短期入所を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

（利用定員等）

第7条 この事業所の短期入所定員は、4名とする。但し、やむを得ない場合は、法第78条に基づき定員の遵守に努める。

（短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額）

第8条 この事業所が提供する短期入所の内容は次のとおりとし、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から、当該指定短期入所に係る利用者負担上限の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から障害者総合支援法（第29条第3項）の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理

- 3 事業所は、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用（1日）の支払いを支給決定障害者から受ける。
- (1) 朝食 1食につき308円（うち食材料費155円）
 - (2) 昼食 1食につき650円（うち食材料費350円）
 - (3) 夕食 1食につき620円（うち食材料費315円）
 - (4) 光熱水費 日額 333円
 - (5) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが、適当と認められるものの実費。
- 4 前項の費用の支払いを受けた場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互に親睦を深める。

（利用者負担額等に係る管理）

第10条 事業者は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一月に受けた指定障害福祉サービスの額から（法第29条第3項）の規程により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ）を超えるときは、指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（緊急時における対応方法）

- 第11条** 現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者や利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 事故の状況及び事故に際してとった措置について、記録しなければならない。
 - 5 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害

に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第 13 条** 事業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業者は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情解決)

- 第 14 条** 事業者は、提供した指定短期入所に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は、提供した指定短期入所に関し、（法第 10 条第 1 項）の規定により市町村が、また、（法第 48 条第 1 項）の規程により沖縄県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは指示命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村又は、沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が（同法第 85 条）の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 15 条** 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する
 - (3) 成年後見制度の利用支援
 - (4) 苦情解決体制の整備
 - (5) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

- 第 16 条** 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。なお、緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性一時性の三つの要件を全て満たす場合とする。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（職場環境の確保）

第 17 条 事業者は、利用者へ適切なサービスの提供を確保するため、従業者の就業環境が事業者あるいは利用者及びその家族などから害されることを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 被害防止のための指針の整備と従業者への周知・啓発
- (2) 相談体制の整備・相談窓口への設置及び従業者への周知

（業務継続計画の策定）

第 18 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定及び従業員への周知徹底
- (2) 業務継続計画に基づいた従業員への定期的な研修・訓練の実施（年 1 回以上）
- (3) 業務継続計画の定期的な見直し

（衛生管理の徹底）

第 19 条 事業者は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理、設備と備品等の衛生的な管理のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」）の設置及び専任の感染対策担当者の配置
- (2) 感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできる）の定期的な実施（6 月に 1 回以上）及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (4) 発生時の事業者内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築
- (5) 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修・訓練の実施（年 1 回以上）

（その他の運営に関する重要事項）

第 20 条 事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 職場内研修
- (2) 職場外研修
 - ① 階層別及び職種別研修
 - ② 派遣研修（県内・県外）
- 2 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容

とする。

- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の諸記録を整備するとともに、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 運営規程の変更は、第2条、第4条及び休・廃止に関する件を除き、理事会の議決によらず理事長の専決事項とする。
- 7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人一心福祉会を施設の施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より新事業体系移行に伴い全面改正する。

平成29年3月31日一部改正し、平成29年4月1日より施行する。(第5条)

令和3年3月31日一部改正し、令和3年4月1日より施行する(第5条)

令和3年5月31日一部改正し、令和3年6月4日より施行する(第3条)

令和6年3月31日一部改正し、令和6年4月1日より施行する(第15条)

令和6年5月22日一部改正し、令和6年5月23日より施行する。

(第1条、第2条、第13条、第16条)

令和6年5月22日条文追記し、令和6年5月23日より施行する。

(第17条、第18条、第19条)